

**戸田市 事務事業評価 ≪事後評価シート≫**

1 頁

事務事業名	21111 人権政策事業													
担当組織	総務部					庶務課					担当	人権担当		
組織コード	R2 R1	07 07	02 02	00 00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R2 R1	01 01	02 02	01 01	24 24	01 01	01 01	記入日	令和 2年 6月15日

## 1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ															実施計画候補									
基本目標	03	安心して安全に暮らせるまち													● 対象									
分野	06	平和と人権													○ 対象外									
施策	37	人権意識の高揚																						
事業期間	昭和 41 年度 ~ 令和 2 年度																							
根拠法令 通達等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、戸田市同和対策審議会設置条例					関連計画 施政方針	戸田市同和行政基本方針、戸田市同和教育基本方針、戸田市同和行政・同和教育に関する実施計画																	
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの																							
対象	全市民及び職員																							
事業目的	市民の一人ひとりの人権が尊重された社会を築いていくために、同和問題、女性、高齢者、障害者、子ども、外国人、LGBT その他の人権に関する課題の解決に向けた啓発活動等を行い、人権に関する理解を促進する。																							
事業内容	市が主催する人権意識高揚のための教育・啓発等事業の実施にあたって全体的な調整を行うとともに、市民からの相談窓口になるなど、人権問題対策に係る総合調整を行っている。																							
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託 (□ 3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ( )																							

## 2. 実施結果

事業の予算・実績	事業内容	令和元年度 執行額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)
		人権意識高揚 ための教育・ 啓発等事業	人権意識高揚 ための教育・ 啓発等事業	人権意識高揚 ための教育・ 啓発等事業	人権意識高揚 ための教育・ 啓発等事業	人権意識高揚 ための教育・ 啓発等事業
財源内訳	事業費	731	1,086	1,814	1,086	1,086
	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
投入人員	一般財源	731	1,086	1,814	1,086	1,086
	人件費	8,902.4	8,902.4	8,902.4	8,902.4	8,902.4
	常勤職員	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人	1.3人
目標達成状況	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	事業費+人件費	9,633	9,988	10,716	9,988	9,988
指標名	単位	説明・算定式	H30目標 H30実績	R1目標 R1実績	R2目標 R2実績	
活動①	人権問題に関する研修の開催回数	回	4 4	4 4	4 —	4
活動②	広報掲載	頁	掲載の合計を頁単位で換算	1 1	1 1	1
成果①	人権問題に関する研修への参加者数	人	1回当たり	80 102	80 93	80
成果②						—
目標達成状況の分析	A : 活動・成果ともに達成した。 <判断理由> 人権問題に関する研修及び階層別研修を計画どおりに開催し、令和元年度の参加者数については、目標値を上回る参加者数となつた。今後も、研修内容を充実させ、研修への参加者を増やしていくように取り組んでいきたい。 広報掲載に当たっては、1回当たりの掲載量は少ないが、テーマを絞ることで分かりやすく掲載している。今後も創意工夫を凝らして、人権意識の向上につなげることのできる原稿作りを心掛けていきたい。					

### 3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	29年度	30年度	1年度	B : 施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<判断理由> 職員研修については、各人権課題をテーマとしたり、階層別に時宜に応じた内容を課題とし、受講者個人の人権課題に関する幅広い識見の習得ができる。広報掲載については、人権の尊重を観点とした記事を掲載していることから、市民の人権に対する正しい知識や理解が得られ、施策の目標達成に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	29年度	30年度	1年度	B : 経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 施策を推進していく上での事業費であり、必要な経費となっている。人権啓発の推進で必要となる啓発品であるか、効果的な研修であるかを十分に検討して、適正な経費の支出となるように執行している。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	29年度	30年度	1年度	B : 事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 施策推進のためには、人権に関する啓発を行い、市民の人権に関する理解を促進させることが重要であり、研修会の開催は効果的な啓発事業となっている。広報記事の掲載については、人権問題に対する意識を高め、正しい理解を深めるための情報発信であり、適正な事業手法と判断する。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	29年度	30年度	1年度	B : 受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 全ての市民を対象とした人権を尊重し合う研修会開催や、広報記事の掲載は、公平性が保たれた事業であり、また、市民誰もが自由に参加できるよう無料することで、受益・負担の範囲は、適正なものと判断する。

### 4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	市が実施する人権教育指導者研修会に、市公共施設の指定管理者及び委託事業者の参加を可能とし、自治体の業務に携わる民間事業者に対しても啓発、指導を行った。
見直しの効果	指定管理施設及び委託事業の従事者の、人権に関する知識の向上が図られた。また、自治体の業務従事者であることを改めて認識したうえで、人権に配慮した業務を行うことができ、差別事象を抑止した。

### 5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了
	<判断理由> 令和元年度においては、深刻な人権侵害の発生などの報告はされていない。 しかし、近年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」や「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、新たな差別に対する対応が求められている。 今後についても、これまでの施策の方向性を堅持しつつ、新たな施策を取り入れ、人権意識高揚のための教育・啓発等事業を継続して実施していくこととする。
今後の取組方針	国の「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、国際化、情報化、核家族化などの社会情勢の変化に伴い、既存の差別事象、人権課題とは異なる新たな事象、課題が人権問題として捉えられてきている。 今後も、差別のない地域社会、市民がお互いの人権を尊重できる地域社会の実現を目指し、市民の人権意識の高揚を図っていく。

戸田市 事務事業評価 ≪事後評価シート≫

3 頁

事務事業名	7240 人権教育事業													
担当組織	教育委員会				生涯学習課					担当	生涯学習担当			
組織コード	R2 R1	62 62	10 10	00 00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R2 R1	01 01	10 10	04 04	01 01	02 02	01 01	記入日	令和 2年 6月29日

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ													実施計画候補										
基本目標	03	安心して安全に暮らせるまち											○ 対象										
分野	06	平和と人権											● 対象外										
施策	37	人権意識の高揚																					
事業期間	平成 17 年度 ~ 令和 2 年度																						
根拠法令 通達等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律他					関連計画 施政方針	戸田市生涯学習推進計画																
事業区分	○ 法定受託事務			○ 自治事務のうち義務的なもの			● 自治事務のうち任意のもの																
対象	市内在住・在勤・在学の市民																						
事業目的	研修・啓発事業の企画、実施により人権意識の向上を図る。																						
事業内容	人権講演会・人権指導者講演会・写真展・フィールドワーク等を開催し、人権意識涵養のための機会を提供する。																						
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託 (□ 3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ( )																						

2. 実施結果

事業の予算・実績	事業内容	令和元年度 執行額(千円)	令和2年度 予算額(千円)	令和3年度 計画額(千円)	令和4年度 計画額(千円)	令和5年度 計画額(千円)
		人権教育研修 ・啓発事業	人権教育研修 ・啓発事業	人権教育研修 ・啓発事業	人権教育研修 ・啓発事業	人権教育研修 ・啓発事業
事業費	1,332	1,890	1,617	1,890	1,890	1,890
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	一般財源	1,332	1,890	1,617	1,890	1,890
人件費	3,766.4	3,492.48	3,492.48	3,492.48	3,492.48	3,492.48
投入人員	常勤職員 非常勤職員	0.55人 0.13人	0.51人 0.13人	0.51人 0.13人	0.51人 0.13人	0.51人 0.13人
事業費+人件費	5,098	5,382	5,109	5,382	5,382	5,382
目標達成状況	指標名	単位	説明・算定式	H30目標 H30実績	R1目標 R1実績	R2目標 R2実績
	活動① 人権講座開設回数	回	年度内人権講座開設回数	5 5	5 5	3 -
	活動② 人権講座周知のためのPR実施数	件	広報・チラシ等	1 1	1 1	1 -
	成果① 人権講座出席者数	人	人権講演会・人権教育指導者研修会	380 838	380 590	76 -
	成果②					
目標達成状況の分析	A : 活動・成果ともに達成した。 <判断理由> 活動及び成果の目標を達成し、多くの市民や職員が人権問題に対する理解を深めた。					

### 3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	29年度	30年度	1年度	B : 施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<判断理由> 県や各団体の主催する人権研修に参加することにより、人権に関する問題意識を深めるとともに、人権啓発写真展等を実施することにより、職員及び市民が様々な人権問題に目を向ける機会を提供できている。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	29年度	30年度	1年度	B : 経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 講師謝礼については、適正に執行している。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	29年度	30年度	1年度	B : 事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 限られた予算の中で研修会を開催、リーフレットの全戸配布など人権意識の高揚に努めている。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	29年度	30年度	1年度	B : 受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 講座の費用は無料であるが、人権意識の高揚の為には有料にするのは難しい。

### 4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	人権は多岐に亘るが、LGBT、犯罪被害者の人権、外国人の人権、障害のある人の人権など、さまざまな内容の人権研修会を実施した。
見直しの効果	出席者は様々な人権問題を知ることによって、人権意識の向上が図られた。

### 5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了
	<判断理由> 人権問題は、これまでの課題に加えて様々な人権課題も発生している現代において、これらの解決に向けて、できるだけ多くの市民への教育・啓発が重要であることから、本事業は継続する必要がある。
今後の取組方針	様々な人権問題を取り上げるなど内容・テーマ・講師等を検討し、人権問題の解決に向け、教育・啓発を進めていく。